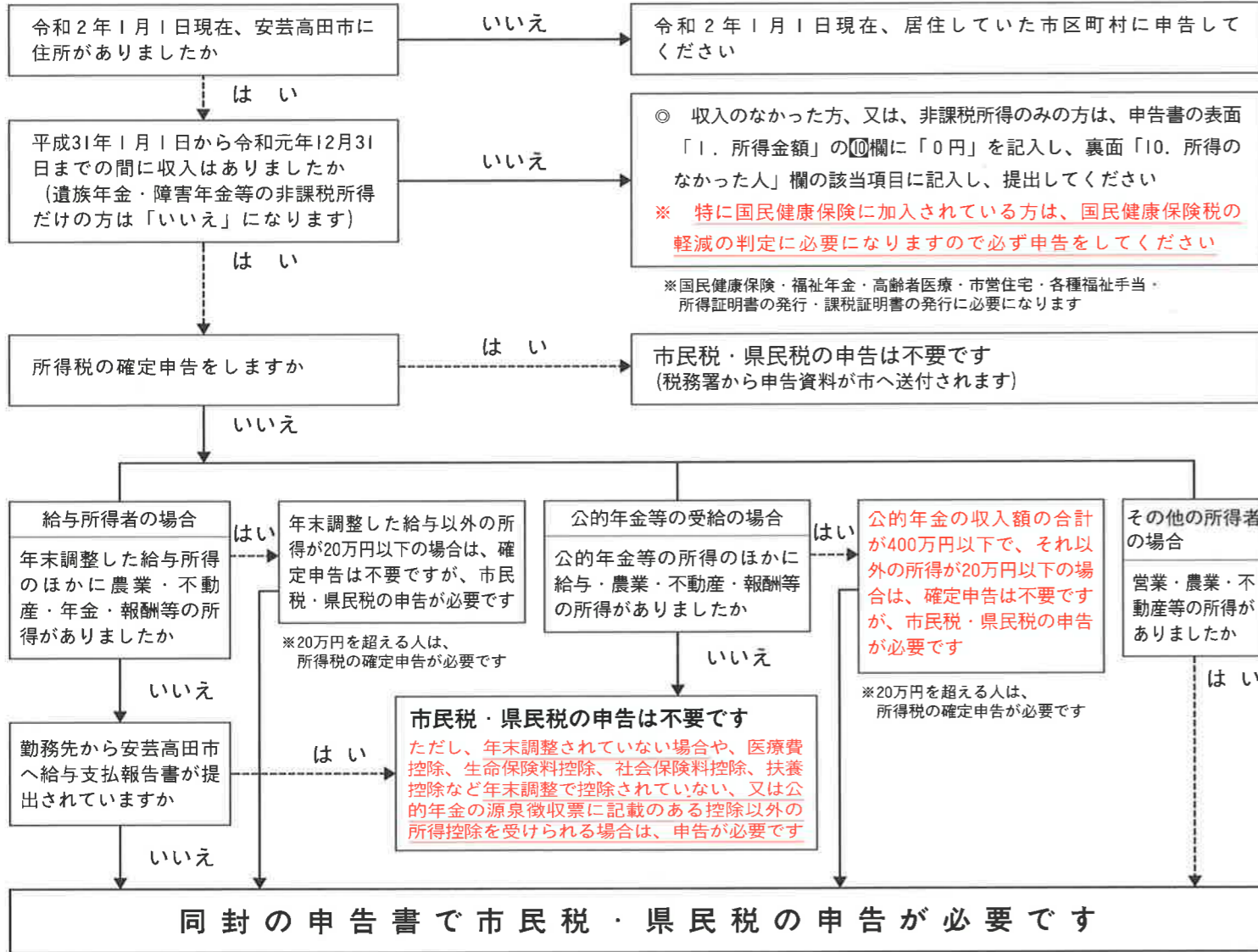


市民税・県民税・国民健康保険税 申告の手引き

市税につきましては、毎年、市民のみなさまにご協力いただきありがとうございます。
今年も申告の時期となりました。市民税・県民税・国民健康保険税の申告書を送付させていただきますので、この手引きを参考にして、申告の必要な方は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の収入等を必ず申告してください。
安芸高田市長（市民部税務課）



- なるべくご自分で申告書をお書きください。
・申告相談会をおこないますが、長い時間待ついただくこととなりますので、この手引きを参考にご自身で記入し提出していただくことをおすすめします。
(申告相談会の日程については広報あきたかた及び安芸高田市ホームページでお知らせします。)
- 申告書の提出について
・安芸高田市市民部税務課へできるだけ郵送で提出してください。
・内容に不備がありましたら電話で内容を確認させていただきますので、必ず昼間につながる電話番号をお書きください。
・ご自身の申告書の記入が難しい場合や不明な点があれば、令和2年2月17日以降に申告相談会場へお持ちください。
- 郵送での申告書の提出の場合、所得・控除を証明する書類の写しを同封してください。
・源泉徴収票、生命保険料・損害保険料等の控除証明書、社会保険料・医療費等の領収書等。
(証明書、領収書は写しでかまいません。また、郵送で提出される方で添付書類等の返送を希望される場合は、「返送希望」と記載し、切手をはった返信用の封筒を同封してください。)

申告書の受付期間 令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)
(土曜日、日曜日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで)

【表面】

住所・氏名等記載欄の書き方（記入例）

1月1日現在住所	安芸高田市 吉田町吉田791番地
現住所	安芸高田市吉田町吉田791番地
フリガナ	アキタカ タクセイコ
氏名	安芸高田 税子
生年月日	昭和20年1月1日
連絡先	0826-42-5614
世帯主の氏名	安芸高田 税太郎 (妻)

※「前年中」とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間をいいます。

【現住所等】 現住所と1月1日現在の住所が違う場合は、両方の欄に記入してください。同じ場合は、現住所のみ記入してください。
【氏名】 フリガナも記入してください。
※押印を必ずお願いします。
【生年月日】 西暦・元号どちらで記入していただいてもかまいません。
【個人番号】 あなたの個人番号を記入してください。
【電話番号】 後日、問い合わせをする場合必要ですので、必ず記入してください。
【世帯主の氏名、続柄】 続柄は、世帯主から見たあなたの続柄をお書きください。

「1. 所得金額」欄の書き方（記入例）

【給与所得】 ☆源泉徴収票の写しを添付してください。
【収入金額】 給与、賃金、俸給、歳費などの収入の合計額です。(下の表では(A))
【所得金額】 収入金額から次の計算式で算出した金額です。
下の表で(B)は収入金額(A)÷4で千円未満を切り捨てた数字です。

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額	給与等の収入金額(A)	給与所得の金額
65万1千円未満	0円	162万8千円以上 180万円未満	(B)×4×60%
65万1千円以上 161万9千円未満	(A)-65万円	180万円以上 360万円未満	(B)×4×70%-18万円
161万9千円以上 162万円未満	969,000円	360万円以上 660万円未満	(B)×4×80%-54万円
162万円以上 162万2千円未満	970,000円	660万円以上 1,000万円未満	(A)×90%-120万円
162万2千円以上 162万4千円未満	972,000円	1,000万円以上	(A)-220万円
162万4千円以上 162万8千円未満	974,000円		

所得の種類	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除(C)	所得金額(A)-(B)-(C)
営業等	2,000,000	1,250,075	500,000	249,925
農業	250,000	385,550	0	-135,550
不動産	900,000	242,361	0	657,639
配当	120,000			120,000
給与	1,658,200			993,600
公的年金等	1,820,500			620,500
その他	300,000	298,757		1,243
合計	2,000,000	1,258,350	500,000	241,650

【営業等】 卸売、小売、製造、修理、飲食、建設、金融、サービス、外交員、ホステス、内職、職人、医師などの収入から生じるもの
【必要経費】 商品の原価、租税公課、広告宣伝費、減価償却費、地代家賃、交通費、交際費など
【農業】 農産物の生産、果樹栽培などの収入から生じるもの
【必要経費】 種苗費、肥料費、減価償却費など
【不動産】 地代、家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金など
【必要経費】 固定資産税、損害保険料、修繕費、借入金利息、減価償却費など
【利子】 源泉分離課税の適用を受けていない公社債や預貯金の利子、貸付信託の分配金など
【必要経費】 なし
【配当】 株式・出資の配当金や剰余金の分配金、証券投資信託の分配金など
【必要経費】 株式等取得のために借り入れた負債の利子など
【その他雑所得】 著述家以外の方が受け取る原稿料、講演料、謝金、印税、シルバー人材センターからの配分金、生命保険契約等に基づく個人年金などの収入から生じるもののうち、他の所得のいずれにも該当しないもの
【必要経費】 資料代、交通費、個人年金掛金（支払証明書、支払調書を参照）など
【総合譲渡】 車両、船舶、機械、漁業権、特許権、著作権等の資産の譲渡（土地建物などの分離課税分を除く）によるものなど
【短期譲渡】 保有期間が5年以下の資産の譲渡
【長期譲渡】 保有期間が5年を超える資産の譲渡
※特別控除の限度額は短期・長期をあわせて50万円で、短期から差し引く
【必要経費】 譲渡した資産の取得価格及び設備費、改良費など譲渡に関する必要な費用
【一時】 賞金、懸賞当選金、生命保険の満期受取金などの一時的なもの
【必要経費】 生命保険の満期受取金などは、支払証明書、支払調書を参考

【公的年金等に係る雑所得】 ☆源泉徴収票の写しを添付してください。
【収入金額】 国民年金、厚生年金、恩給などの収入の合計額です。(下の表では(a))
【所得金額】 収入金額から次の計算式で算出した金額です。
※遺族年金、障害年金などは、非課税所得に該当するため、申告書の裏面「10. 所得のなかった人」欄に記入してください。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(a)	公的年金等に係る雑所得
65歳未満	130万円未満	(a)-700,000円
	130万円以上 410万円未満	(a)×0.75-375,000円
	410万円以上 770万円未満	(a)×0.85-785,000円
昭和30年(1955年)1月2日以後生まれの人	770万円以上	(a)×0.95-1,555,000円
	330万円未満	(a)-1,200,000円
65歳以上	330万円以上 410万円未満	(a)×0.75-375,000円
	410万円以上 770万円未満	(a)×0.85-785,000円
	770万円以上	(a)×0.95-1,555,000円

※分離課税所得
土地建物及び株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得など
※所得税の確定申告の義務がなく、市民税・県民税申告のみで分離課税分を申告する方は、分離課税申告書を申告書本表に添付して申告してください。
総所得金額等の合計額
損益計算の規定及び純損失・雑損失・住居用財産の譲渡損失の控除規定を適用した後の所得金額の合計額です。
合計所得金額
純損失・雑損失・住居用財産の譲渡損失の控除規定を適用しないで計算した総所得金額等の合計額です。

【裏面】

「2. 所得から差し引かれる金額」欄の書き方（記入例）

【雑損控除】 ☆領収書など支払いを証明する書類の写しを添付してください。
前年中の災害や盗難などで資産に損害を受けたとき、次の①か②のどちらか多い方の金額で控除を受けられます。
① (損失額－保険金等による補填額)－(総所得金額等の合計額の10%)
② (差し引損失額のうち災害関連支出)－5万円

【医療費控除】 ☆領収書の写し又は医療費控除の明細書の写しを添付してください。
前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費は、以下の計算で控除が受けられます。※控除最高限度額200万円
(支払った医療費)－(保険等で補填される金額)
－(10万円と「総所得金額等の合計×5%」のいずれか少ない金額)
セルフメディケーション(医療費控除の特例)
従来の医療費控除とは併用できません。選択する場合は☑をしてください。
(スイッチOTC医薬品の購入費用－補填される金額)－1万2千円＝控除額 ※8万8千円が上限
☆セルフメディケーションでは、健康診断の結果通知表・予防接種の領収書など健康の保持増進や疾病の予防への取り組みがわかる書類の写しもあわせて添付・提示してください。

【社会保険料控除】 ☆国民年金保険料等の支払証明書の写しを添付してください。
前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った国民健康保険税並びに後期高齢者医療、国民年金、厚生年金及び介護保険等の保険料
※生計を一にする親族の年金から特別徴収(年金天引き)された国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は該当しません。

【小規模企業共済等掛金控除】 ☆領収書の写しを添付してください。
前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために小規模企業共済事業団に支払った共済契約の掛金や心身障害者扶養共済掛金の金額

【生命保険料控除】 ☆保険会社等から交付される控除証明書の写しを添付してください。
前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族を受取人とする一般生命保険契約、個人年金保険契約および介護医療保険契約に基づいて支払った保険料や掛金のうち、配当金などを差し引いた金額
※下表の生命保険料控除計算表を使い一般生命分、個人年金分、介護医療分の種類別に分けて計算してください。
※平成24年1月1日以降に締結した保険契約等の「新契約」と、平成23年12月31日以前に締結した「旧契約」で下表の通り適用する計算式が異なります。契約の新旧については、控除証明書を確認ください。

計算式I(新契約用)		計算式II(旧契約用)	
保険料支払額	控除額	保険料支払額	控除額
～12,000円	保険料支払額的全額	～15,000円	保険料支払額的全額
12,001円～32,000円	保険料支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	保険料支払額×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	保険料支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	保険料支払額×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円(限度額)	70,001円～	35,000円(限度額)

生命保険料控除計算表

生命保険の種類	保険料支払額の計	新・旧契約別の控除額	新・旧控除額の合計	種類別控除額
一般生命	新 A	Aを計算式Iで計算(限度額28,000円) ①	①+②(限度額28,000円)	②と③のいずれか大きい金額 イ
	旧 B	Bを計算式IIで計算(限度額35,000円) ②	③	
個人年金	新 C	Cを計算式Iで計算(限度額28,000円) ④	④+⑤(限度額28,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ロ
	旧 D	Dを計算式IIで計算(限度額35,000円) ⑤	⑥	
介護医療	新 E	Eを計算式Iで計算(限度額28,000円) ハ		イ+ロ+ハ(限度額70,000円)

申告書の各保険料支払額欄に転記
生命保険料控除額(申告書の④欄に転記)

【地震保険料控除】 ☆保険会社等から交付される控除証明書の写しを添付してください。
前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族の有する家で、その居住用に供するものや生活用動産に支払った一定の地震保険契約の保険料や掛金のうち割戻金などを差し引いた金額
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの)については、従前の損害保険料控除額が適用されます。
※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合、限度額は25,000円
※一契約につき地震保険料の部分と旧長期損害保険料の部分両方がある場合には、選択によりどちらか一方の控除を選択していただくことになります。

地震保険料控除計算表

保険料の種類	支払った保険料の合計	控除額
地震保険	～50,000円	(支払保険料の合計額)×1/2
	50,001円～	25,000円(限度額)
旧長期保険	～5,000円	支払保険料の合計額
	5,001円～15,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円(限度額)

2. 所得から差し引かれる金額

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除	寡婦(寡夫)控除	勤労学生控除	障害者控除	配偶者控除	配偶者特別控除	基礎控除	合計
	456,789円	231,000円		18,000円	50,000円			安芸高田 税子 26万円	380,000円	0円	330,000円	3,138,069円

【寡婦・寡夫控除】
配偶者と死別、もしくは離婚した後婚姻していない人や配偶者が生死不明などの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人

区分	該当条件	控除額
寡婦	①夫と死別、離婚した後再婚していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族を有する人	26万円
	②夫と死別後再婚していない人や夫の生死が明らかでない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	30万円
特別寡婦	上記①に該当する人の内、前年中の合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子を有する人	30万円
寡夫	妻と死別、離婚後再婚していない人又は妻の生死が不明な人で、扶養親族である子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円

【勤労学生控除】 ☆学生証、在学証明書の写しを添付してください。
学生・生徒で前年中の合計所得金額が65万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人
控除額 26万円

【障害者控除】 ☆障害者手帳や障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。
あなたや控除対象配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳を持っている人又は65歳以上で寝たきり等の状態が一定の基準に該当し福祉事務所の認定を受けている人
※16歳未満扶養親族である場合においても適用されます。

区分	該当条件	控除額
普通障害	上記、障害者のうち、特別障害に該当しない人	26万円
特別障害	身体障害者1・2級、精神障害者福祉手帳1級、療育手帳A・㉠判定の交付を受けている又は同等の認定を受けている人	30万円
同居特別障害	上記、特別障害である控除対象配偶者又は扶養親族の内、同居である人	53万円

【基礎控除】
全ての人に適用 控除額33万円(記載済)

【配偶者控除】
控除対象配偶者がいる人
注)あなたの所得金額により控除額が異なります。(右表参照)
※控除対象配偶者…あなたと生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が38万円以下の人(事業専従者は除く)
※老人配偶者に該当する人 昭和25年(1950年)1月1日以前に生まれた人 [70歳以上]
【同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)】
あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下であっても、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の認定および市県民税の非課税限度額算定時の扶養人数に含めますので、該当があれば☑をしてください。

配偶者控除	配偶者の合計所得金額		納税者本人の合計所得金額	
	900万円以下	900万円超	900万円以下	900万円超
老人配偶者	38万円以下	33万円	22万円	11万円
	38万円超	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
配偶者特別控除	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
配偶者特別控除	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者特別控除	123万円超	0円	0円	0円

※配偶者控除と配偶者特別控除は同時に適用できません。

【配偶者特別控除】
あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円超123万円以下の人
注)あなたの所得金額により控除額が異なります。(上表参照)
※配偶者特別控除の適用を受ける場合は、申告書に配偶者の合計所得金額も記入してください。
※次の①～②のいずれかに該当する場合は、適用されません。
①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超
②配偶者が事業専従者
■控除対象配偶者に該当する方、配偶者特別控除適用者がいる場合は、申告書裏面の【3. 同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項】もご記入ください。

【扶養控除・16歳未満扶養親族】
あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族で前年中の合計所得金額が38万円以下の人(事業専従者は除く)
※16歳未満の扶養親族について…扶養控除は廃止されていますが、障害者控除、寡婦(寡夫)控除の認定及び市県民税・県民税の非課税限度額の算定に必要ですので、扶養親族の該当があればもれなく記入してください。

区分	該当条件	控除額	
16歳未満扶養親族	平成16年(2004年)1月2日以降に生まれた人	0円	
扶養親族	一般の扶養親族	他の区分に該当しない人	33万円
	特定扶養親族	平成9年(1997年)1月2日から平成13年(2001年)1月1日までに生まれた人 [19歳以上23歳未満]	45万円
親族	老人扶養親族	昭和25年(1950年)1月1日以前に生まれた人 [70歳以上]	38万円
	同居老親等	老人扶養親族の内、あなたや配偶者の直系尊属で同居している人	45万円

■扶養親族に該当する方がいる場合は、申告書裏面の【3. 同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項】もご記入ください。

※申告書の裏面の書き方(主な項目)

【寄附金控除】 ☆領収書・控除証明書の写しを添付してください。
前年中にあなたの名義で次の①～③に寄附をした金額の合計が2千円を超えた額について、一定の限度額まで市県民税・県民税の所得割から税額控除されます。
※記入欄には2千円を差し引く前の支払金額を記入してください。
①都道府県・市区町村(いわゆる「ふるさと納税」)
②広島県共同募金会又は日本赤十字社広島県支部
③所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の内、安芸高田市又は広島県が条例で指定した団体
※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行っていても、次のいずれかに該当する場合、特例申請はすべてなかったものとみなされ、ワンストップ特例制度は適用されません。申告時に特例申請したふるさと納税分も含め寄附金額を申告し、通常の寄附金控除を受ける必要があります。
・所得税の確定申告又は、市県民税・県民税申告をした場合
・特例申請団体が5団体を超える場合
【同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族の方がいる場合】
申告書の裏面「3. 同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項」欄に該当する人の氏名、生年月日、個人番号を記入してください。
市外在住の方の場合は、住所も記入してください。

◎市民税・県民税に関するお問合せ、申告書の郵送先

※申告期間中(令和2年2月17日から3月16日)は職員が市内の申告相談会場へ出張しているため申告に関するお問合せにお答えできない場合があります。

安芸高田市 市民部 税務課
〒731-0592
広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
直通電話番号 (0826) 42-5614